

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	交通政策課	整理番号	2 - 2 - 2
許認可等の種類	既認可又は既確認車両の購入の認可			
根拠法令条例等・条項	軌道法施行規則第13条の2第3項			
許認可等の概要	既に認可又は確認を受けた車両の購入の認可			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			